

○内閣府令第四十六号

人事統計報告に関する政令（昭和四十一年政令第十二号）第三条の規定に基づき、人事統計報告に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年十月一日

内閣総理大臣 菅 直人

人事統計報告に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

人事統計報告に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「法第八十一条の五第一項の規定により採用された」を「法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める」に改め、「（人事院規則一五一一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）（以下「人規一五一一五」という。）第二条の日々雇い入れられる非常勤職員については、七月一日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日における在職状況とする。）」を削る。

別記様式第五の備考第一項中「人規一五一一五第二条の日々雇い入れられる非常勤職員」を「人事院規則八一一二（職員の任免）第四条第十三号の期間業務職員」に改め、同第二項中「人規一五一一五第二条のそ

の他」を「期間業務職員以外」に改め、同第三項を削り、同第四項を同第三項とする。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。